

電子申請のご案内

手続名：雇用保険被保険者資格取得届

本手続の電子申請につきましては、以下にご留意の上、提出して頂きますようお願いいたします。

なお、対象者が次に掲げるものに該当する場合や、その他、被保険者に該当するか否かについて疑問がある場合には、届出書備考欄にその旨を入力してください。

- ① 会社の取締役等であっても、同時に部長、支店長、工場長など会社の従業員としての身分を有している者
- ② 事業主と同居している親族
- ③ 在宅勤務者

1 届出方法

- (1) 本手続は、画面に表示された操作の手順に従って、届出ください。詳しい操作方法等については、e-Gov電子申請システムご利用の手順とご注意等をご覧ください。
- (2) 本手続の届出書には電子署名を付与する必要がありますので、「3 電子署名について」をご覧くださいの上、必要な電子署名を付与してください。
- (3) この届出書は、雇用保険の被保険者となった日の属する月の翌月10日までに、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
本手続は、原則として、添付書類は不要です。但し、添付書類の提出をお願いする場合もございますので、詳しくは、「4 添付書類等について」をご覧ください。
- (4) 本手続の申請書の提出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（事業所の所在地を管轄する出張所又は分室がある場合は、当該出張所又は分室）です。ただし、あて先の選択リストに事業所の所在地を管轄する出張所又は分室が表示されない場合は、当該出張所又は分室では本手続に係る事務を行っておりませんので、当該出張所又は分室の本所である公共職業安定所あてに提出してください。公共職業安定所の管轄区域及び所在地については、「5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内」のリンク集から厚生労働省ホームページをご参照ください。
- (5) 届出書の送信後、届出書の内容等について公共職業安定所の担当者から電話等によりお問い合わせをすることがありますので、予めご承知おきください。また、e-Gov電子申請システムのコメント一覧に、公共職業安定所の担当者からの連絡事項等を表示することがあります。その際は、e-Gov電子申請システムより電子メールが送付されますので、内容をご確認ください。
- (6) 電話等によるお問い合わせだけでは、届出書の記載内容の事実確認ができないと公共職業安定所の担当者が判断した場合は、公共職業安定所にご来所いただく場合がありますので、その場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- (7) 届出書に不備がある等の理由により受理できない場合は、処理状況を「手続終了」とし、不備内容等コメント欄に表示いたしますので、必要に応じて再届出を行って

ださい。

(8) 手続を終了した際は、e-Gov電子申請システムより電子メールが送付されますので、e-Gov電子申請システムにアクセスし、次の文書の電子公文書を取得してください。

- ① 雇用保険被保険者証
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（被保険者通知用）
- ③ 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用）
- ④ 雇用保険被保険者資格喪失届／氏名変更届

電子公文書は以下の手順にて取得する事ができます。

1. e-Gov電子申請システムにアクセスしてください。
2. 状況照会画面にて到達番号と問合せ番号を入力し照会ボタンを押下してください。
3. 状況確認画面にて公文書一覧ボタンを押下してください。
4. 公文書一覧画面にて取得ボタンを押下してください。
5. ダウンロードメッセージ画面にてOKボタンを押下してください。

①と②、③と④は一つの電子公文書となっております。

このうち、①及び②は必ず被保険者に交付してください。③は届出に係る者の被保険者資格喪失後4年間は保管しておいてください。④は届出に係る者の被保険者資格喪失時等に紙の届出書として使用していただくことが可能ですが、必ず③を切り離してください（紙の届出書として使用しない場合には破棄していただいて差し支えありません。）。

※ 電子公文書の印刷時には、A4紙に等倍で印刷してください。それ以外の印刷設定の場合、窓口で受理できませんのでご注意ください。

2 届出書の入力について

(1) 届出書に入力する文字について

イ 住所、氏名など漢字、かな及びカタカナで記入するものは、全角で入力してください。

ロ 年月日など数字のみで記入するものは、半角で入力してください。

ハ 外字（1バイト文字：JISX0201、2バイト文字：JISX0208（漢字については、第1水準漢字、第2水準漢字）以外の文字）は使用しないでください。

(2) 雇用保険被保険者資格取得届の入力について

イ 入力できる項目については、黄色の背景色を付けてあります。ただし、入力すべき事項のない欄は空欄のままとしてください。

ロ 1欄には2欄で「2再取得」を選択した場合にのみ雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を入力してください。

なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている

- 場合は、管轄の公共職業安定所にご連絡ください。
- ハ 2欄は、次の区分に従い、該当するものの番号を選択してください。
- (イ) 次のa及びbのいずれかに該当する者……………1（新規）
 - a 過去に被保険者になったことのないこと。
 - b 最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過していること。
 - (ロ) 上記(イ)に該当する者以外の者……………2（再取得）
- ニ 5欄は該当するものの番号を選択してください。
- ホ 7欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、管轄の公共職業安定所にご連絡ください。
- ヘ 9欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を選択してください。
- (イ) 新規学校卒業者のうち、8欄が卒業年の3月1日から6月30日までの間である場合……………1
 - (ロ) 中途採用者を雇い入れた場合、取締役等委任関係にあるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合……………2
 - (ハ) 日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合（資格継続の認可を受けた場合を除く。）……………3
 - (ニ) 次に該当する場合等……………4
 - a その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
 - b 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得した場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様）
 - c 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合
 - (ホ) 被保険者資格を取得した原因が2以上に該当する場合……………1、2又は3のいずれか
 - (ヘ) 65歳以上の者が出向元に復帰した場合等……………8
- ト 10欄には、8欄の年月日現在における支払いの態様及び賃金月額（臨時の賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金及び超過勤務手当を除きます。）（単位千円……………千円未満四捨五入）を入力してください。なお、支払いの態様は、該当するものの番号を選択してください（日給月給は月給に含めます。）。
- チ 11欄は、当該資格取得届に係る者の雇用形態について、該当するものの番号を選択してください。届出に係る者が派遣労働者（いわゆる登録型の派遣労働者。船員に該当する者を除く。）に該当する場合には「2」（派遣労働者）、短時間労働者（派遣労働者、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には「3」（パートタイム）、有期契約労働者（パートタイム、派遣労働者、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には「4」（有期契約労働者）、船員に該当する場合には「6」（船員）を選択してください。

リ 12欄は、次の区分に従い、該当するものの番号を選択してください。

- (イ) 専門的技術的職業……………1
- (ロ) 管理的職業……………2
- (ハ) 事務的職業……………3
- (ニ) 販売の職業……………4
- (ホ) サービスの職業……………5
- (ヘ) 保安の職業……………6
- (ト) 農林漁業の職業……………7
- (フ) 運輸・通信の職業……………8
- (リ) 技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業……………9

ヌ 15欄には、3欄の被保険者の8欄の年月日現在における1週間の所定労働時間を入力してください。

ル 16欄は、該当するものの番号にチェックを付け、1にチェックを付けた場合には、その契約期間を入力するとともに、契約更新の条項の有無について、該当するものの記号にチェックを付けてください。

ヲ 18欄には、9欄で「4その他」に該当する者についての具体的説明その他を入力してください。

ワ 事業主の住所欄と氏名欄の間の欄には、事業主が法人の場合に、その法人の名称を入力してください。

カ 「公共職業安定所長 殿」の左側入力欄には、届出先となる公共職業安定所名を入力してください（提出先が出張所又は分室の場合でも、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（本所）名を入力してください。）。

ヨ 社会保険労務士が社会保険労務士法第17条の規定により、届出書に付記を行う場合は、社会保険労務士記載欄の下の余白欄に付記すべき事項を入力してください。

3 電子署名について

この手続を電子申請により行う場合は、次の表に従い、必要な電子署名を雇用保険被保険者資格取得届に付与してください。

必要な電子署名	必要条件	留意事項
---------	------	------

事業主の電子署名	必須	事業主が法人の場合は、法人の代表者の電子署名を付与してください。 雇用保険被保険者関係届出事務代理人選任届により届け出た代理人が届出を行う場合は、同選任届により届け出た代理人の電子署名を付与してください。 労働保険事務組合が届出を行う場合は、労働保険事務組合の代表者の電子署名を付与してください。
社会保険労務士の電子署名	社会保険労務士が申請書の作成、社会保険労務士法第17条の規定に基づく付記、事務代理又は提出代行を行う場合	

なお、利用可能な電子署名を発行する民間認証局は、
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/dl/koyou-hoken.pdf>(PDFファイル)より確認できます。

4 添付書類等について

平成22年4月1日以降に雇用保険に適用されることとなった方の被保険者資格取得届については、以下のいずれかに該当する場合を除き、雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳などの添付書類の提出は不要となりました。

- 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合
- 被保険者資格取得届について届出期限（被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日）を過ぎて提出される場合
- 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合
- 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である場合など

※ 公共職業安定所において、届出内容を確認する必要がある場合には、後日、添付書類の提出をお願いする場合があります。

また、社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出される場合には、原則として、添付書類は不要です。

なお、このご案内の冒頭にも掲げている、次に掲げる方の届出である場合は、その方が労働者であることを確認できる書類を提出していただくこととなります。必要な提出書類については、電子申請を行う前に、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。

- ① 会社の取締役等であっても、同時に部長、支店長、工場長など会社の従業員としての身分を有している者
- ② 事業主と同居している親族
- ③ 在宅勤務者

添付書類を提出する必要がある場合には、スキャナ取込等により添付ファイルとして届出書と共に送信するか、又は、コピーを郵送していただくこととなります。

(1) 添付ファイルとして送付できるのは、次の形式に限りますので、次の形式に変換してご送付ください。

- イ Word形式（拡張子：doc）
- ロ 一太郎形式（拡張子：jtd）
- ハ Excel形式（拡張子：xls）
- ニ PDF形式（拡張子：pdf）
- ホ JPEG形式（拡張子：jpg）

(2) 添付書類を添付ファイルとして提出していただいた場合、当該ファイルが公共職業安定所において正常に参照できない等の理由により、郵送等により再提出していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出していただいた添付書類等のみでは、届出書の記載事項の事実確認ができないと公共職業安定所の担当者が判断した場合等には、追加で添付書類等の提出をお願いする場合がございますので、その際にご協力くださいますようお願いいたします。

(4) 添付書類等を郵送で提出する場合は、申請書の宛先として指定した公共職業安定所（出張所又は分室）あてに郵送してください。この場合、添付書類画面で、該当添付書類の処理方法「別送」を選択します。

また、必ず「状況確認画面」を印刷して、添付書類等と共に郵送してください。複数の電子申請に係る添付書類等を一度に郵送する場合は、全ての電子申請の「状況確認画面」を印刷し、どの添付書類等がどの電子申請に係るものか判るようにしてください。

(5) 公共職業安定所の所在地については、「5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内」のリンク集から厚生労働省ホームページをご参照ください。

5 公共職業安定所等の所在地及び管轄区域のご案内

公共職業安定所等の所在地及び管轄区域については、厚生労働省ホームページでご案内しておりますので、以下のリンクから、ご参照ください。

北海道	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hokkaido.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hokkaido.html
青森	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/aomori.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/aomori.html

岩 手	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/iwate.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/iwate.html
宮 城	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/miyagi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/miyagi.html
秋 田	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/akita.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/akita.html
山 形	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamagata.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamagata.html
福 島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukushima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukushima.html
茨 城	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ibaraki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ibaraki.html
栃 木	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tochigi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tochigi.html
群 馬	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/gunma.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/gunma.html
埼 玉	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/saitama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/saitama.html
千 葉	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/chiba.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/chiba.html
東 京	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tokyo.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tokyo.html
神奈川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kanagawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kanagawa.html
新 潟	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/niigata.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/niigata.html
富 山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/toyama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/toyama.html
石 川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ishikawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ishikawa.html
福 井	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukui.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukui.html
山 梨	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamanashi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamanashi.html
長 野	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nagano.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nagano.html
岐 阜	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/gifu.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/gifu.html
静 岡	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shizuoka.html#antei

	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shizuoka.html
愛知	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/aichi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/aichi.html
三重	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/mie.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/mie.html
滋賀	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shiga.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shiga.html
京都	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kyoto.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kyoto.html
大阪	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/osaka.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/osaka.html
兵庫	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hyogo.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hyogo.html
奈良	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nara.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nara.html
和歌山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/wakayama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/wakayama.html
鳥取	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tottori.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tottori.html
島根	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/shimane.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/shimane.html
岡山	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/okayama.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/okayama.html
広島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/hiroshima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/hiroshima.html
山口	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/yamaguchi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/yamaguchi.html
徳島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/tokushima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/tokushima.html
香川	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kagawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kagawa.html
愛媛	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/ehime.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/ehime.html
高知	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kouchi.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kouchi.html
福岡	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/fukuoka.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/fukuoka.html
佐賀	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/saga.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/saga.html

長 崎	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/nagasaki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/nagasaki.html
熊 本	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kumamoto.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kumamoto.html
大 分	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/oita.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/oita.html
宮 崎	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/miyazaki.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/miyazaki.html
鹿 児 島	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/kagoshima.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/kagoshima.html
沖 縄	所在地	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/ichiran/okinawa.html#antei
	管轄区域	http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/antei/okinawa.html